

第 34 回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成 29 年 11 月 22 日 午前 9 時 30 分

浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡田 勝	3 番 廣瀬 康友	4 番 近重 良治
5 番 林 秀司	7 番 欠員	9 番 佐々岡常喜	11 番 齋藤 久行
12 番 橋本 安延	13 番 小谷 保雄	14 番 岡本 健治	15 番 小松原常雄
16 番 三浦 寿紀	17 番 狹間 延雄	18 番 松山 純久	19 番 欠員
20 番 川方 耕治	21 番 岡堂 正顯	23 番 原田 和義	25 番 岡本 嗣喜
26 番 宮崎 龍生	27 番 渡辺 弘之	28 番 大屋 幸	29 番 渡邊 弘登
30 番 三浦 博文	31 番 岩地 正男	32 番 野上 省三	34 番 玉田 一
35 番 埜本 徹夫	36 番 徳田マスエ	37 番 岩田 功	

2. 欠席委員

6 番 三浦 万人 委員、 8 番 小川 明人 委員、  
10 番 大谷 数義 委員、 24 番 神田 進 委員、  
33 番 佐々木京子 委員

3. 事務局出席職員

河野農地係長、  
農林振興課 渡辺主任主事

会 長

おはようございます。ただいまから第34回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、

6番 三浦 万人 委員、 8番 小川 明人 委員、  
10番 大谷 数義 委員、 15番 小松原常雄 委員、  
22番 三明多佳志 委員、 24番 神田 進 委員、  
33番 佐々木京子 委員

以上7名の方から欠席の届出が出ております。

また早退は、

3番 廣瀬 康友 委員、 5番 林 秀司 委員

以上2名の方から早退の届出が出ております。

本日の議事録署名者は、

12番 橋本 安延 委員、 13番 小谷 保雄 委員です。

よろしく申し上げます。

会 長

非常に寒くなって参りまして、困っているわけですが、平成29年産米の実績の直近をJAの方から頂戴致しておりますので、簡単にご報告をさせていただきます。今現在の予約数量91,800帯につきまして、集荷が89,500でございまして91%の集荷率になっている状況でございます。まだ予約に対しましてもう少し出ないわけですが、手持ちの玄米等は購入していただいいたらと思っております。なお検査結果でございますが、概ね、コシヒカリで約69%の一等米。ハナエチゼンで71%、きぬむすめで80.8%、つや姫で79%という状況になっておりまして、やはり山間部と言いましょるか中山間地の金城、弥栄、旭の一等米比率が非常に良いようでして、金城で87.6、弥栄で85.1、旭で86という風な状況でございますが、いわゆる減反部と言いましょるか、浜田が47%、三隅が48%という風な状況でございますが、やはり天候等の加減にもよる訳でございますし、それからやや遅れ気味の刈り遅れ気味の玄米等あるよ

うでございます。いずれにしましても、ハッキリと中山間地と平坦地の一等米割合の比率が顕著に出ているのが、今年の集荷実績内容でございます。詳しいことはまた、JAの方へお聞きいただければ概ね分かると思います。出荷先などにつきましても内容等また、直接なりJAの方へお聞きしていただきたいと思っております。

では、議事に入ります。議第1号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求める。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議の上、農業委員会の議決をいただきたいと思っております。

それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画案と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画案についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、2件4筆、4,969㎡となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。公告日は11月28日を予定しており、利用権設定については、開始日を12月1日以降としております。農用地利用集積計画案については以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、ご意見やご質問等がございましたらご発言願います。ございませんか。

無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方は挙手をお願いします。

委員

～全委員、挙手～

会 長            ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長            続きまして、議第2号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局            農業委員会等に関する法律、第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。

それでは、農地法第3条申請についてご説明いたします。農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。申請地は、資料4、5ページ、図面番号①、②をご覧ください。申請地は、内田町の畑、外2筆の畑、合計194㎡です。場所は、浜田市立美川小学校から約700m北東の、下内田2町内と同じく美川小学校から約750m北東の、中内田町内です。この申請は、譲受人が売買で申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて、譲受人の耕作面積は186a余りとなり、下限面積基準を満たしております。また、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第3条申請については、以上1件です。

会 長            ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、6番、三浦委員が欠席のため、事務局からお願いします。

事 務 局            先般、三浦委員と一緒に現地確認をしております。問題ないと聞いておりま

すのでご報告いたします。

会 長 以上で、第 3 条申請について、全て説明が終わりました。皆様方からご意見やご質問がございましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、採決に入ります。

第 3 条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ～挙手、多数～

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第 3 条申請については承認されたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、農地法第 4 条申請についてご説明いたします。農地法第 4 条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが、農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。

1 号について説明します。申請地は、資料 7 ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は高佐町の畑、外 1 筆の畑、合計 320.27 m<sup>2</sup>です。場所は、県立浜田高等学校から約 200m 北の、高佐 2 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 2 種中高層住居専用地域で、第 3 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を宅地拡張するものです。なお、申請地がすでに宅地に転用されており、顛末書の提出がありましたので、総会資料 8 ページに掲載しています。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。農地法第 4 条申請については、以上 1 件です。

会 長 ただ今、事務局から第 4 条申請についての説明がありました。担当委員さん

から補足説明がありましたらお願いします。

1号につきましては、10番、大谷委員が欠席のため、事務局からお願いします。

事務局 大谷委員と現地確認をして、問題ないと聞いておりますのでご報告いたします。

会長 以上で、第4条申請について、説明が終わりました。皆様方から何かご質問やご意見がございましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、採決に入ります。

第4条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委員 ～挙手、多数～

会長 ありがとうございます。以上で農地法第4条申請については承認されたので、そのように処理をいたします。

会長 続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から、他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料10ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、日脚町の畑、外1筆の畑、合計34.86㎡です。場所は、浜田市立第3中学校から約500m南西の、日脚町2町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するものです。周囲に農地はな

く、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして2号について説明します。申請地は、資料11ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、治和町の田、164㎡です。場所は、JR周布駅前の、治和2町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の商業地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するものです。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして3号について説明します。申請地は、資料12ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は、三隅町湊浦の畑、89㎡です。場所は、三保公民館から約700m南西の、湊セド町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に倉庫を建設しようとするものです。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われます。

農地法第5条申請については、以上3件です。

会 長

ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号は私の担当地区です。現場は日脚町でございまして、ご覧のように周囲にはすでに家がたくさん出来ております。その中にある畑でございます。先般、事務局と確認に行ったわけではありますが、別段支障はないという風に思っておりますのでよろしく願いいたします。

2号につきまして、20番、川方委員お願いします。

第 20 番

(川方 耕治 委員)

20番、川方です。現地は、事務局と確認済みです。この辺りは約50年前、住宅団地を目的で埋め立てられた所です。下水道等も完備されておりますし、他の農地に及ぼす悪影響は全くございません。よろしく願いいたします。

会 長 3号につきまして、2番、岡田委員お願いします。

第 2 番 (岡田 勝 委員)

2番、岡田です。譲渡人の〇〇さん、〇〇さんの共同の所有権であります、  
〇〇さんとの話がまとまりまして倉庫を造るという事でございます。写真を見  
ていただいてもわかりますように、周りはほとんど家が建っておりますので大  
丈夫ではないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

会 長 以上で、第5条申請について、全て説明が終わりました。皆様方から何かご  
ございましたらお願いします。ありませんか。

無いようですので、採決に入りたいと思います。

第5条申請について、ご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ~挙手、多数~

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第5条申請については承認されまし  
たので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願い  
します。

事 務 局 それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたし  
ます。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が  
施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害  
により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄などにより概ね20年  
以上放置し、再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委  
員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号は、資料14ページ、図面番号⑦をご覧ください。申請地は、河内町の畑、

387 m<sup>2</sup>です。場所は、浜田自動車学校から約 250m 北の、浜田市河内町内です。  
当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。

続きまして 2 号は、戻りまして資料 4 ページ、図面番号①をご覧ください。  
申請地は、内田町の畑、他 6 筆の田畑、合計 1,978.78 m<sup>2</sup>です。場所は、浜田市  
立美川小学校から約 700m 北東の、下内田 2 町内です。当該申請地は、年月日不  
詳より耕作放棄され、現在は山林と原野及び昭和年月日不詳より宅地となつて  
おります。

転用統制外証明願は、以上 2 件です。

会 長           ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当  
委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1 号につきましては神田委員、また 2 号につきましても三浦委員が欠席のため事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局           1 号 2 号とも、神田委員、三浦委員と現地確認をして、問題ないと聞いており  
ますのでご報告をいたします。

会 長           以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から  
ご意見やご質問等がございましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、採決に入ります。

転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

委 員           ～挙手、多数～

会 長           ありがとうございます。以上で転用統制外証明願については承認されまし  
たので、そのように処理をいたします。

会 長           続きまして、協議、報告事項について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、農地利用目的変更届について報告いたします。農地利用目的変更届とは、自己の所有する田を埋め立てて畑や果樹園など、利用目的を変更する場合に届け出ていただくものです。

1号、2号について、説明します。資料16ページ、図面番号⑧をご覧ください。届出地は、三隅町古市場の田、外1筆の田、合計328㎡と、同じく古市場515番2の田、1,257㎡です。場所は、浜田市立三隅小学校から約300m北の、上古市町内です。この届けは田を畑として利用するものです。

以上、報告いたします。

会長

皆様方から何かご意見ございますでしょうか。(ありません。)

それでは、報告として農地利用目的変更届についてはよろしく願いいたします。

会長

その他、事務局からありましたらお願いします。

事務局

別添、事務連絡をご覧ください。

1点目は新農業委員の経歴についてです。

先般から皆様の方にはご協力をいただいております。10月3日から27日まで農業委員の募集をかけました。皆様のご協力により19名の農業委員の推薦と応募がありました。ご協力本当にありがとうございました。推進委員は10月27日には間に合わなかったため少し期限を延ばして募集をしまして、こちらも18名の推進委員の応募がありましたので、募集を打ち切っている状況です。尚、中間報告と最終報告をHP等で公表しなければならない事になっておりますので、一応浜田市のHPに掲載しております。新農業委員さんの方には、募集状況を添付しております。新農業委員さんは、氏名、性別、年齢、職業、職歴等それから、農業経営の状況や認定農業者等としての認定の有無。応募理由などを掲載しております。HPの方には、基本的には職歴や学歴等は掲載していませんが、議会の方に資料として提出する場合には、総務課との相談の上のこと

になりますが、最終学歴や職歴も同意が必要な場合は提出していただいているという慣例があるという事なので、今回農業委員も初めてですが、最終学歴や職歴、農業に関係すること等についてや応募理由も掲載する可能性もあるという事で、今回、新農業委員になられる方に関しましては、この内容でよろしいですかという事で、添付しておりますので確認をしていただいて、訂正がありましたら、事務局の方へご連絡ください。

2点目は、さざんか祭りについてです。

11月4、5日に金城でさざんか祭りが開催されました。例年通り、金城の農業委員は全員の方が主体となりまして農地相談ブースを出しました。今回はあまり農地の相談はありませんでしたが、農業委員会の活動やPRにはなりました。来年はどうなるか分かりませんが、農業委員会のPRの場としては、金城だけでなく他の所でもやって行けたら良いのかなという風に考えております。その時にはまた、ご協力をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

3点目は、年金の推進についてです。

先月もお話しました様に、準備の方が出来ておりませんので申し訳ありませんが、12月中に何名かの方には連絡させていただいて、推進について回りたいと思っております。後でそのことにお話をしますので、総会后すみませんがお残り下さい。

4点目は平成30年度県農業・農村施策に対する提案意見書についてです。

農業会議の方が、農地の利用最適化に関して県や都に要望したいと考えておられるようで、集積などやっておられる中で問題点等があれば、ご意見等をいただきたいという事です。ただ、浜田市も旧体制でその辺が進んでないのですが、新体制になっておられるところでは、農地の利用最適化が農業委員会の一番の仕事だという風に位置付けられておりますので、その際の実績状況や具体的な提案があれば言ってほしいという事でしたので、もしあればこちらに記入をして事務局の方に意見をいただければと思います。

それから農地パトロールですが、まだ若干何名かの方は提出しておられない方がおられるますので、これも提出していただけたらという風に考えておりますのでよろしくお願いいたします。

会 長            ここにおられましたら、速やかに提出していただきます様にお願いいたします。

事 務 局            それから、それに関係いたしまして、皆様から提出していただきました結果を今、臨時職員さんに1筆、1筆集計をしていただいております。その中で何点か不明なところがありますので、近重委員、岡田委員、岡本嗣喜委員、廣瀬委員につきましては、お帰りの際に事務局の方に寄っていただいております。他の方につきましても、まだ集計中ですので、これから不明な点が出てくるかも知れません。その場合にはその都度、お話を聞かせていただくかも知れませんのでよろしくお願いいたします。以上です。

会 長            事務局体制も、今、柴田氏が病氣療養中でございますので、局長と係長と臨時さんとでやっておられますが、非常にお忙しいことと思っておりますので、出来るだけ決められた期日等は守っていただいております。出来るだけスムーズに業務が出来るように、お互いにご協力いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

そのほか全体を通じまして、皆様方からご意見等ございますでしょうか。

無いようですので、以上を持ちまして、第34回農業委員会総会を終了させていただきます。今後、ますます寒くなりますが、どうかお体をご自愛いただきまして、それぞれご活躍をしていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

終了 午前10時11分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員